

2015-006 事件

ボディビル競技

X

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

会長 鈴木 秀典



## 同意に基づく決定書

標記事件につき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）7.10.3 項の規定に基づき、下記のとおり決定する。

### 記

#### 〔決定〕

- ・ 本規程 2.4 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.3.2 項、同 10.7.1(c) 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 12 月 4 日より 4 年間の資格停止とする。

#### 〔理由〕

- ・ 競技者は、平成 25 年 9 月 19 日付け日本ドーピング防止規律パネル決定（2013-002 事件。以下「前回事件」という。）により 2 年間の資格停止期間を課された結果として、平成 25 年 10 月 17 日付け通知のとおり、当時の日本ドーピング防止規程 10.11 項及び「検査に関する国際基準」11.2.3 項に基づき JADA の検査対象者登録リストに登録されており、したがって、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準」（以下「IST」という。）付属文書 I の I.1.1 項（なお、平成 27 年 1 月 1 日より前の時点においては「検査に関する国際基準」11.1.3 項及び 11.1.4 項）並びに本規程 5.6.1 項（なお、平成 27 年 1 月 1 日より前の時点においては、当時の日本ドーピング防止規程 5.5.1 項）に基づき、JADA に対して、次期四半期（すなわち、平成 26 年 1 月から 3 月までの）分から、定期的に自己の居場所情報を提出する義務を負っていたものである。
- ・ しかるに、競技者は、以下の各四半期において、いずれも、JADA に対し、IST I 付属文書 I の I.3 項に定める要件を遵守した居場所情報の提出を行わなかった。
  - ① 平成 27 年 1 月から 3 月までの四半期
  - ② 平成 27 年 7 月から 9 月までの四半期
  - ③ 平成 27 年 10 月から 12 月までの四半期
- ・ 競技者の上記の 3 つの不作為（或いは提出義務の不遵守）は、いずれも、競技者において、IST I 付属文書 I の I.3 項に従い、居場所情報提出にて示された時間及び場所において検査するために競技者の居場所を特定できるように正確かつ完全な居場所情報提出を行う義務を履

行しないことに該当し、したがって、ISTIに定義される「提出義務違反」を構成する。

そして、これらの3つの「提出義務違反」については、初回の提出義務違反の発生日である平成27年1月1日（ISTI付属文書IのI.1.3項及び同項の解説参照）から起算して12ヶ月間の期間内に生じたものであるから、これら一連の「提出義務違反」は、本規程2.4項にいう「検査対象者登録リストに含まれる競技者による12ヶ月間の期間内における、『検査及びドーピング捜査に関する国際基準』に定義されたとおりの3回の提出義務違反」に該当し、よって、本件においては、競技者に本規程2.4項の違反が認められる。

- ・ 上記に対し競技者は、各提出義務違反について争わず、また、当該違反行為について、(十分な)居場所情報を提出しなかったことについて自己に(重大な)過誤又は過失がなかったことを基礎付ける事実についての主張を特段行わなかった。
- ・ 以上の各事情によれば、今回の違反が1回目の違反であるとして取り扱った場合には、本規程10.3.2項の定めに基づき、競技者を2年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 競技者については、前回事件により、平成25年8月11日に実施された競技会検査において競技者から禁止物質（クレンブテロール：2013年禁止表国際基準における「S1.2. その他の蛋白同化薬」）が検出されたことを理由に、当時の日本ドーピング防止規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカ存在すること）の違反が認められているところ、本規程25.7.1項により、前回事件は1回目の違反として数えられるから、本件は10年以内の2回目の本規程違反と認められる。また、後述する本規程10.7.1項(b)の適用の前提として付言するに、前回事件に対して本規程が適用されたと仮定した場合には、本規程10.2.1項により資格停止期間は4年間となったはずであると認められる（競技者は、前回事件について、その違反が意図的ではなかった旨を立証できたとは認められない。）。よって、本規程10.7.1が適用され、同項(a)〔6ヶ月〕、(b)〔前回事件に課された資格停止期間（本規程25.7.5項の適用により、本規程が適用されたと仮定した場合に課されたであろう資格停止期間）である4年間の2分の1、すなわち2年間〕及び(c)〔2回目の本規程違反を、初回の違反であるとして取り扱った場合に適用可能な資格停止期間として、上記で検討した本規程10.3.2項が定める資格停止期間2年間の2倍、すなわち4年間〕のうち最も長い期間である(c)が選択される。
- ・ したがって、本規程10.7.1(c)項の定めに基づき、競技者を4年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA担当者による平成27年12月4日の通知以来、本決定に至るまで、本規程7.9.2項に基づく暫定的資格停止が課されている。したがって、同10.11.3.1項により、資格停止期間の開始日は同年12月4日とする。
- ・ なお、本件では、競技者において、本規程7.10.1項に従い、上記の違反について自認し、聴聞会を放棄した上で、JADAから申し入れられる措置を頭書記載の日付でもって受諾している。したがって、本件においては、日本アンチ・ドーピング規律パネルによる聴聞会は開催されず、本規程7.10.3項に従い、JADAの名において本決定書を発行するものとする。

以上